

## 身に覚えのない請求…

## それ架空請求かも!?

実在する会社や公的機関をかたつて電話があり、身に覚えのないサイトの利用料金など、架空の未納料金を請求されるという消費者トラブルが発生しています。



### こんな手口が多い!

- 「支払わなければ裁判になる」などと言って脅しをかけてきます。
- コンビニなどでプリペイド型電子マネーを購入し、カードに記載の番号を教えるよう指示してきます。

### 被害に遭わないために…

- 非通知や知らない番号からの電話は、出ないようにしましょう。
- コンビニなどでプリペイド型電子マネーを購入させ、番号を教えるよう指示してくるのは詐欺の手口です。身に覚えのない請求は決して支払わないでください。

困ったときは消費生活センターにご相談ください。

#### 問合せ先

射水市消費生活センター(生活安全課内)

月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時

☎52-7974

富山県消費生活センター高岡支所

(高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5F)

月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時

☎25-2777

消費者ホットライン ☎188



## 国民年金保険料の納付に お困りの方へ

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合、保険料の全額または一部が免除となる「免除制度」や、50歳未満の方を対象とした「納付猶予制度」を申請することができます(学生の方は除く)。

「免除制度」は、本人とその配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認されます。また、「納付猶予制度」は50歳未満の本人および配偶者のみの所得で審査されます。

市役所窓口または年金事務所で申請してください。

なお、令和6年度の受付が7月1日から始まりました。免除の対象となるのは、令和6年7月分から令和7年6月分までの保険料です。

過去の保険料は、申請月の2年1カ月前の分まで、随時、受け付けています。対象期間中に未納がある方は、お早めに手続きをお願いします。

### 免除の対象となる所得のめやす

世帯構成	納付猶予	全額免除	一部納付		
			1/4納付	1/2納付	3/4納付
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	172万円	172万円	202万円	242万円	282万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	102万円	102万円	126万円	166万円	206万円
単身世帯	67万円	67万円	88万円	128万円	168万円

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますので、ご注意ください。



#### 問合せ先

高岡年金事務所

☎21-4180

(音声案内②番→②番)

保険年金課

☎51-6628